

第2回奄美群島振興開発基金の役割の検証に関するワーキンググループ

平成30年5月9日

【中村企画調整官】 それでは、定刻前ではございますが、メンバー、おそろいでございますので、ただいまから第2回奄美群島振興開発基金の役割の検証に関するワーキンググループを開催いたします。委員及びご出席いただきました皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は委員3名全員にご出席いただいております。ありがとうございます。私は、国土交通省国土政策局特別地域振興官付企画調整官の中村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、本日の説明資料について確認させていただきたいと思っております。会議次第の下に資料一覧がございます。資料1から3まで、3つの資料を用意してございます。まず資料1がA4横のものでございまして、奄美群島振興開発基金平成28年度業務実績評価となっております。その資料の束の下にA4縦の資料2でございまして、奄美群島の経済状況・金融情勢という表が並んだ資料がございます。それからもう1点、A4縦でございまして、奄美群島振興開発基金の役割の検証に関するワーキンググループ検討報告案、右肩に資料3とついている資料でございまして、もし資料がおそろいでない場合は事務局までお申しつけください。

本日の議題でございまして、会議次第にもございまして、本ワーキンググループの検討報告についてご議論いただけます。資料1、業務実績評価につきましては前回ご説明できなかったものでございまして、本件の議論とは直接関係はございませんけれども、参考までにご説明させていただきます。

それでは報道関係の方々におかれましてはこれからの写真撮影や録画等をご遠慮くださいますようお願いいたします。もし写真を撮るようでしたら、今お願いします。よろしいでしょうか。なお、傍聴と録音の取材は引き続き行っていただいて結構ですので、よろしくお願いします。

【山本特別地域振興官】 あと申しわけありません。北村審議官が別の会議と重なっておりますので、そちらが終わり次第、出席させていただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

【中村企画調整官】 それでは、ここからは議事の進行を大川座長にお願いしたいと思

います。大川座長、よろしくお願いします。

【大川座長】 座長の大川でございます。よろしくお願いいたします。

本日はワーキンググループの最後の会合となりますので、審議会の報告検討を主に行ってまいりたいと思います。よりよい報告を行えるよう、皆さん、活発な議論をよろしくお願いいたします。

では、早速ですが、議事に入ってまいりたいと思います。まず資料1の平成28年度業務実績評価と資料2の奄美群島の経済状況・金融情勢を事務局と奄美群島振興開発基金より説明をしていただき、その後に質疑応答の時間を設けたいと思います。

では、説明をお願いいたします。

【徳田課長補佐】 では、説明させていただきます。資料1のほうの奄美基金の業務実績評価ですけれども、今、独法の評価といたしまして、もともと独法の目標としまして中期目標というのがございまして、その下に中期計画というのがございまして、これは5年間の計画でございまして、その下に年度計画というのがございまして、毎年度行うんですけれども、年度計画に基づいた実績を評価するものが業務実績評価という流れになっております。

早速ですけれども、1枚目のほうでご説明いたします。法人名は、独法の奄美基金でございまして、年度評価、28年度で、中期目標期間が平成26年度から30年度、これは法の期間と同じとなっております。主務大臣のほうは国土交通大臣と財務大臣になっております。

評価の実施に関する事項でございまして、評価の実効性を確保するために実施した手続きといたしまして、以下のとおりとなっております。(1)が外部有識者意見聴取となっております。平成29年6月20日に行っております。基金の評価等に係る外部有識者といたしまして、4名に参集いただき、会合形式により主務大臣の評価を中心に意見を聴取しております。本資料におきまして主な外部有識者意見を記載しております。有識者の方々ですけれども、大川委員をはじめといたしまして、弁護士の菊池先生、島崎教授、堀田先生というような4人となっております。

それから、理事長へのヒアリングを行いまして、奄美基金の監事のほうの意見聴取も行っております。

2枚目に参りまして、全体の評定ですけれども、年度評価といたしまして、既に行っておりますので、こちらは結果ということで、掲載されております。全体の評価といたしま

して、Bとなっております。右のほうは平成26年から28年まで、Bという評価をいただいて、つけているところがございます。

2番目の法人全体に対する評価といたしましては、経営改善計画を作成しまして、財務内容の改善等に努めておりますが、繰越欠損金を抱えている状況にあります。引き続きリスク管理体制の充実強化、財務内容の改善等に取り組む必要があるというところの評価となっております。

3番目に課題等ですけれども、民間金融機関で対応困難な1次産業、中小零細事業者など、信用力、担保力の弱い事業者を対象に事業を行っております。奄美群島の景気回復が遅れ、厳しい状況下で政府系金融機関としての役割を果たしつつ、リスク管理債権の割合の抑制、繰越欠損金の削減等を進める必要がある。今後、審査の厳格化、債権管理、回収の強化、債務者の経営再生支援等の取組の効果に期待するというような課題、改善事項を掲げております。

続きまして、3ページ目が評価の概要となっております。細かい説明はいたしませんけれども、Sが一番よくてDが一番下となっておりますけれども、およそA、B、Cの間となっております。全体としては、先ほど申しましたけれども、Bという評価となっております。

続きまして、4ページ目から細かい内容となっておりますので、今回の会議におきましては評価の仕組みというか、中身についてはやりませんので、どういうことを計画しまして、どういうことをやっているかということを中心に、奄美基金のほうからご説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【平井総務企画課長】 それでは、私のほうからご説明させていただきます。まず4ページ目でございます。簡単に調書の見方をご説明させていただきたいと思っております。まず1つ目の表ですけれども、こちらは項目を記載してございまして、2つ目の表は指標の経年データ等ございますが、こちらは定量的な目標がある場合に記載するものでございます。3つ目の表、こちらは左から中期目標、中期計画、年度計画と記載してございますけれども、中期目標につきましては主務大臣が策定して法人へ指示する。その目標に基づきまして、中期計画、年度計画を策定しまして、業務運営を実施しているところでございます。

私のほうからは、主な評価指標の右側、業務実績のところについてポイントを説明させていただければと思っております。まず、業務運営の効率化の観点からでございますけれども、申し込み案件の審査、あとは期中管理の返済管理等につきましては、エリアを特定

して対応するという観点から、地区別に担当者を張り付ける地区別担当制をとっているところがございます。また、4ページ目から5ページ目にかけてでございますけれども、現課におきましては回収計画立案、あと実行、結果のフォローということでPDCAサイクルをしっかりと回しまして、理事長以下で構成する債権管理委員会で回収方針等を協議しているところがございます。

特に延滞、3か月経過を目安としまして、回収可能性の可否の判断をしているところがございます。また、初期の延滞の管理が非常に大事ということでもございますので、5ページの真ん中でございますけれども、業務課に期中管理を担当する次長を配置しているところがございます。

また、現況が非常に厳しくて、ただ、遊休資産の処分等によって経営の維持安定を図ることができるということの事業者を選定しまして、こちらにつきましては定期的に再生支援委員会というものを開催して事業者に対してアドバイスを実施しているところがございます。

少し飛びますけれども、1枚めくっていただきまして、7ページ目を見ていただければと思います。7ページ目の1つ目の丸のところでございます。こちらは業務の効率化にかかわる観点からということで、徳之島と沖永良部にそれぞれ現地事務所がございまして、そちらのあり方に係る検討をしているところがございます。両事務所ともに経常収益ですとか、業務量等について整理をしているところがございますけれども、今後事務所設置の代替案のコストと、あと問題点、例えば事務所を廃止した場合に情報収集力の低下ですとか、あとは災害等発生した場合にタイムリーな対応できないといったような問題点もございますので、そういった観点も踏まえまして、引き続き検討していきたいというふうに考えているところがございます。

1枚めくっていただきまして、一般管理費の削減の項目でございます。こちらは定量的な指標がございまして、基準値が2,200万円となっておりますが、こちらは一般管理費の総額ではございませんで、人件費、公租公課等、必要とする経費を除いた金額ということで、全体の大体1割程度でございます。こちらを毎年削減していくというような目標のもと、28年度を見ていただきますと、計画額が2,100万に対しまして1,500万ということで、削減率4.2%のところ29.1%というところの削減が図られているところでございます。

9ページ目でございます。人件費の抑制のところございまして、人件費につきまして

はこれまでも削減しているところでございますけれども、目標値としましては、第2期の中期目標期間の最終年度、こちらは25年度でございますが、こちらの1億7,200万円、この程度を維持するということで12%程度の削減が図られているところでございます。

9ページの下のほうでございます。給与水準の適正性ということで毎年検証しているところでございまして、具体的には国交省所管の独法が18ございます。あと、金融系の独法が10ございまして、そちらの平均と私どもの平均の給与を比較することとして検証を行っているところでございます。

次にラスパイレス指数、こちらは国家公務員の平均給与を100とした場合の私どもの指数でございますが、めくっていただきますと、現在、88.6というところに落ち着いているところでございます。

次に、11ページ目でございます。こちらが内部統制の充実強化というところでございまして、私ども、常勤役員が2名、あと常勤の職員が18名と非常に小規模な法人でございますので、全員で共有すべき事項、例えば業務実績でございますとか、今期の目標、コンプラ関係といったところにつきましては、役職員全員参加の全体会議を開催しまして、理事長が直接声明し、共有を図ることとしているところでございます。

毎月定例会を実施してございまして、役員、課長、次長、出先事務所の職員でございますけれども、そちらでは数値目標の達成状況、あとは今後の実績見込み、あとコンプライアンス事案があるかないかといったような報告も受けているところでございます。

また、別途、次長以上の職員を集めまして、企画運営会議を開催しまして、閣議決定等の重要な論点については認識を共有しているところでございます。

めくっていただきまして、12ページ目でございます。真ん中あたりになりますが、コンプライアンスに対する評価というところで、こちらは法人の信用に直結するものでございますので、コンプライアンス体制の強化には努めているところでございます。毎月、役員、課長で構成するコンプライアンス委員会を実施するとともに、金融機関が中心でございますけれども、現金の着服等の不祥事については関連記事を共有しているところでございます。

あとはオンブズパーソンというふうに書かれてございますけれども、こちらはコンプラの重大違反を未然に防止するというような観点のもと、管理職以外の男女1名ずつを選任しまして、相談窓口の拡充を図っているところでございます。

13ページ目の②でございまして、内部監査についてでございます。こちらにつきまし

ては平成26年4月から専任の職員を置いてございまして、本部の監査と出先事務所の実査と、あとはこれまでの財務省等の検査の結果のフォローアップにも努めているところでございます。私ども監事が2名おりますが、2名とも非常勤ということになってございしますので、監事監査のときに、内部監査の監査結果の報告を受けることによって重点的にチェックすることも可能という形になっているところでございます。

1枚めくっていただきまして、15ページ目でございます。こちらが人材育成のところでございます。そもそも外部機関の研修ですとか、資格取得の推進等については各種取組を推奨してございまして、特に平成27年度からは日本公庫の短期の研修プログラムを受講しているところでございます。例えば企業の支援の習得ですとか、債権管理に関する実務力の向上等の内容でございます。あと私どもの実例に基づいた案件につきまして、顧問弁護士主催の研修も実施しているところでございます。

公庫の研修後は報告会を必須としてございまして、研修内容を共有しまして、知識の向上に努めているというところでございます。

1枚めくっていただきまして、日本公庫のほうに27年7月から1年間でございしますが、公庫内の支店にOJTとして、職員を1名出向させているところでございます。戻ってきた職員につきましては審査委員会のメンバーとして参加させていただいているところでございます。28年度末現在、例えばFP2級以上ですとか、宅建士ですとか、簿記2級等の資格取得者は延べ15名というふうになっているところでございます。

次、17ページ、入札及び契約手続の適正化・透明化の項目でございますけれども、こちらにつきましては大規模な入札等はございまして、監事、会計監査人からの指摘等も受けてないというところもございしますので、割愛させていただければと思っております。

2枚めくっていただきまして、20ページ目でございます。こちらが保証業務の事務処理の迅速化並びに適切な保証条件の設定の項目でございます。標準処理期間という期間を設けてございまして、こちらは事業者及び金融機関が作成した持ち込み書類の受け付けから保証実行までの期間というふうに定義してございます。保証業務については6日と設定しまして、その8割以上を処理するというところで98.2%の処理割合というふうになってございます。

あと21ページ目の下のほうでございまして、保証条件の定期的な見直しというところがございまして、保証業務につきましては一般保証と県の制度保証が2つございまして、特に県の制度保証につきましては鹿児島県主催の制度説明会に出席しまして、新規制

度について協議をして、所要の制度改正へ反映させているところでございます。

1枚めくっていただきまして、23ページ目、こちらは融資業務の事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定というふうになってございます。融資業務におきましても標準処理期間を設定してございます。こちらは9日に設定しまして、その期間の中で8割以上を処理するというところで、割合は100%となっているところでございます。

1枚めくっていただきまして、24ページ目の下のポツからでございます。こちらが貸付条件の設定のところでございます。現在、世界自然遺産登録を見据えた取組ですとか、LCC就航といった各種施策の効果も反映しまして、観光産業は非常に上向きというふうになっているところでございまして、新たな設備投資の需要も見込まれるというところから2次、3次産業向け、これまで限度額が7,000万円でありましたが、こちらを1億円、貸付期間が15年から20年まで延長する制度改正を行っております。28年4月からの運用でございます。

1枚めくっていただきまして、27ページ目でございます。こちらが保証業務、融資業務共通事項となっております。利用者に対する情報提供等の項目でございます。まず27ページ目の下のほうでございますけれども、利用者に対して、例えば業種の貸付けの条件ですとか、財務内容等について、各種の条件について分かりやすく提供するという観点から、28年6月でございますけれども、ホームページを全リニューアルしているところでございます。

1枚めくっていただきまして、28ページ目の真ん中より少し下でございます。アンケートの実施を毎年行っているところでございます。こちらにつきましては利用者のニーズ及び利用者から見た私どもの接客の態度、あとは説明の仕方等を把握することとして、アンケートを実施しているというところでございます。

次に、事業者の支援体制の強化というところで、29ページの下の方でございますけれども、私どもの役員が講師となりまして、28年度で言いますと、28年4月から12月まで、毎月セミナーを開始しているところでございます。理事長におきましては商工会主催の講習会のほうに講師として参加させていただいているというところでございます。

1枚めくっていただきまして、30ページ目の下の丸でございます。奄美群島振興施策との連携というところでございます。こちらにつきましては、行政が主催する各種委員会がございまして、そちらに外部委員会として参加させていただいているところでございます。例えば奄美市でいきますと、中心市街地の出店予定の事業者の計画等の審査を実施し

ているところでございます。

1枚めくっていただきまして、32ページ目でございます。こちらが最初の評価のことでもご説明がありましたけれども、リスク管理体制の充実強化という項目でございます。こちらにつきましては定量的な評価もございまして、30年度の中期目標最終年度で、26年度以降、新規に保証、融資したものについて、15%以下にリスク管理債権割合をおさえるという指標でございます。このために私どもとしましては保証と融資の審査、あとは債権管理に関する全ての案件を審査委員会等での審議をしているところでございます。

あと33ページ目の下の丸のほうでございますけれども、債務者区分に応じた債権管理というところで、こちらリスク管理債権を効率的に管理するという観点から債務者をAからDまでのランク分けをしているところでございます。ランクに応じて、債務者への効果的なアプローチに努めているところでございます。例えばAランクですと、定期的な返済をされているというところで、現在の元金残高に対して5年以内には完済が見込まれるといったものでございます。

1枚めくっていただきまして、真ん中の丸、民間金融機関との連携・協調というところでございます。こちらにつきましては保証への過度の依存を抑制するというところで、保証つきと金融機関のプロパー資金との併用を促進するというところでやっています。

あとは34ページの下の方でございますけれども、代位弁済の一部を負担する責任共有制度、こちらは平成19年度から実施しているところでございますけれども、引き続き適切なリスク分担を図っているところでございます。

あと35ページ目の方でございますけれども、リスク管理委員会での審議ということで平成27年4月に外部委員2名を含むリスク管理委員会を設置してございます。毎年数回開催してございまして、基金の財務状況ですとか、リスク管理を専門的に点検しているというところでございます。結果、新規の債権のリスク管理の比率でございますけれども、28年度末におきましては、26年度以降、新規に保証、融資した案件に係るリスク管理債権割合は25%というふうになってございます。平成30年度末までに15%以下に抑制するというところで引き続き取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

1枚めくっていただきまして、37ページ目、こちらが財務内容の改善の項目でございます。こちらにつきましてはリスク管理債権割合を保証、融資とそれぞれ掲載しまして、

着実に落としていくという目標のもと、28年度の実績でございますけれども、保証業務については60.8%、融資業務については46.5%と、計画に比べましては乖離してございますが、前年度と比べて保証で0.6ポイント、融資で5.2ポイントの削減が図られているというところでございます。

1枚めくっていただきますと、リスク管理債権割合と、あとはリスク管理債権額の比較もしてございまして、保証のほうでございますけれども、27年度に30億あったリスク管理債権ですが、28年度は24億円と6億円程度の削減、融資におきましては27年度が29億円、28年度末が24億円ということで、5億円程度の削減が図られているところでございます。こちらにつきましては大口の回収等があったというところで、求償権の回収率が計画を上回ったという実績でございます。

1枚めくっていただきますと、繰越欠損金の削減となっております。28年度につきましましては大口の倒産等がなかったということから、結果として6,500万円の黒字を計上しているところでございます。繰越欠損金も同額の60億6,200万から59億9,700万円に削減しているというところでございます。

1枚めくっていただきまして、出資の見直し、こちらについては割愛させていただきたいと思っております。

もう1枚めくっていただきまして、45ページ目、余裕金の適切な運用というところでございます。こちらにつきましても業務運営を行う上で重要な収益の一つになってございまして、収益ですとか安全性を勘案しまして国債と地方債のみで運用しているところでございまして、28年度末で26億円程度の国債等を保有しているところでございます。運用益が2,200万、運用利回りが0.84となっております。さらに適切な運用確保につなげるというところで、国債、地方債以外の債券についても運用できるようになってございまして、特別の法律による法人が発行する債券、財投機関債でございます。こちらが主に政府が100%出資している法人でございまして、28年6月から運用できるようになってございます。現在、低金利でございますけれども、金利情勢のチェックを図りながら運用に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

1枚めくっていただきまして、予算、収支計画、資金計画とそれ以降の短期借入金の減額、剰余金の使途等については割愛させていただきますので、53ページ目、人事に関する計画を見ていただきたいと思っております。人事につきましては、職務・階級に応じて期待される能力・資質のガイドラインということで、平成24年4月に作成しているもの

でございます。こちらと平成27年4月に作成した人事考課マニュアルに基づいて実施しているところでございます。職員の評価に当たりましては個別の目標面接シートを作成しまして、具体的な目標を設定しまして、半期に1回実績評価を実施しているところでございます。この評価結果について、昇給や昇格、あとは賞与の勤勉手当率に反映しているというところでございます。また、実績評価につきましては当該職員の意見、各課長、次長の評価、理事長の評価と段階的かつ個別面談を行いまして、恣意的な評価にならないような仕組みをとっているところでございます。

私のほうから説明は以上です。

【徳田課長補佐】　　続きまして、資料2のほうをお願いいたします。奄美群島の経済状況・金融情勢ですけれども、前回のワーキングでも一応ご説明させていただいておりますけれども、今回の資料につきましては5年前のワーキングの報告書のほうにつけさせていただいたもののリニューアルということになっておりまして、前回説明できなかった部分に加えて、多少指標が載っておりますので、そちらのほうを中心に説明させていただきたいと思っております。

まず1番目、産業構造になっております。これは域内総生産の構成比の推移になっておりまして、1次産業から3次産業までございまして、昭和30年と比べますと、1次産業が大分減っておりますのと、3次産業が増えているというところが見てとれると思っております。下のほうが全国と鹿児島県、沖縄県と比較した構成比の比率ですけれども、全国と比較いたしましても農業の割合が、鹿児島県、奄美というのは非常に高くなっております。2次産業は鹿児島県も低いんですけれども、奄美のほうの方がさらに低いと。3次産業の割合が高くなっております。こちらの構成比の比較といたしまして沖縄県がございまして、沖縄県と非常に似たところがございまして、ただ、沖縄県のほうは1次産業のほうの方が奄美よりもさらに低いというような状況になっております。

(2) が域内総生産の実数、額になっておりまして、こちらも上と同じように1次産業が減っておりまして、2次産業も減っていると。加えて、3次産業が増えているというところで、最近の傾向といたしましても大体3,300億程度で推移しているような状況です。1次産業に関しましては天候等の影響もございまして上下動がございましてけれども、2次産業のほうは昔は紬等がございました関係もありまして、非常に高かったんですけれども、近年落ちてきているような状況になっていることがわかると思っております。

続きまして、2ページ目になります。先ほどの指標に加えて、就業構造ですね。働

いている方々の構成比になっております。こちらと同じように1次産業が落ちていまして、2次産業についても落ちていまして、3次産業が高くなっているというような状況が分かると思いますけれども、下の表でいきますと、全国と比べましても、1次産業の比率が非常に高いと。鹿児島県9.5に加えまして、15%程度いる。2次産業に関しましてはさらに低い。ただ、3次産業に関しましては高いんですけれども、横の鹿児島県と比較しても大体同じ程度となっておりまして、沖縄県のほうは就業者数の割合というのは80%で断トツで高いというような状況になっておりますので、先ほどの表と比べてもわかりますように、3次産業の割合が高いんですけれども、就業人数のほうは1次産業は奄美のほうと比較的高い割合になっているのかなというところがわかると思います。

下のほうは実数になっておりまして、こちらと同じように1次産業、2次産業が減っておりまして、3次産業が増えているというところがわかると思います。全体としては昭和30年9万7,000人でしたけれども、5万人程度に落ちているというような状況でございます。

続きまして、3ページ目、農業算出額です。こちらも前回の資料についておりましたので、簡単に説明いたしますけれども、全体の割合としましては、構成比の一番右側につけておりますけれども、野菜が26%、サトウキビが26%、畜産が28%ということで、農業算出額のうちこの3つが非常に高い割合を占めているというところがわかると思います。果樹に関しまして、近年非常に増えておりますけれども、額としましては5%程度になっていると。あと花も一時期よかったですけれども、最近はやっと落ちてきておりまして、12%程度というふうになっております。紬のほうはご承知のとおり、昭和55、6年がピークだったんですけれども、287億円程度から3億8,000万程度に落ちてきているというような状況です。焼酎に関しましては16年ごろのピークに比べまして、100億円ぐらいあったんですけれども、73億円程度に落ち着いている。ただ、昔の平成7年とかと比べますと倍以上ありますので、産業としては非常に伸びているのではないかと。いうところだと思います。下の入り込み客数につきましてはご承知のとおり非常に増えている、好調であるというような状況です。

続きまして、事業者数の推移でございます。こちらの指標は初めてだと思いますけれども、奄美群島と鹿児島県、全国の事業所数でございます。真ん中の一番右でございますけれども、4人以下の事務所数というのがございまして、こちらが全体に占める割合というのが、奄美群島は75%程度ございます。鹿児島県は59%、全国58%に比べまして、

非常に高いというところで零細な事業所が多いということがわかると思います。続きまして、その下ですけれども、1事業所当たりの従業員数ということで、全国は10.4人、鹿児島県は9.3人、比べまして奄美におきましては6.3人となっておりますので、こちらも非常に零細というところがあるかと思えます。

下の所得水準に関しましては各指標で出ておりますけれども、全国と比べまして、沖縄もそうですけれども、奄美は72%という非常に低い数字となっております。

それから、5ページ目、最後ですけれども、こちら前回の資料についておりますけれども、奄美群島内の金融機関の貸し出し残高になっておりまして、平成23年度、合計で2,040億ぐらいあったんですけれども、1,985億円程度に全体として落ちております。28年度に関しても若干落ちているような状況になっております。基金が占める割合ですけれども、下から2番目ですけれども、平成23年、5.5%ありましたところが4.4%と1ポイント落ちている状況です。

下の9番ですけれども、リスク管理債権の比率は地方銀行で2.6%平均、地元金融機関が5.7から6.3%程度。基金は52%というような非常に高い率になっております。

簡単ではございましたが、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【大川座長】 どうも説明ありがとうございました。

それでは、ここで質疑応答、意見交換の時間を設けたいと思います。ご意見がございましたらお願いいたします。

【林理事】 第1回目でいろいろご議論いただきまして、県のほうは総合調査、広域事務組合のほうからはビジョンという形で、私どもの機能の充実とか、拡充とかいう意見もいただいているところでございます。その間、具体的な検討なども内部でさせていただいたんですけれども、足元の整合性とか需要の状況とかを見ながら、方向性としては後の報告に出てくるかとは思いますが、先ほど評価の説明でもありましたとおり、28年度に限度額の引き上げも7,000万から1億円となされたところもあり、もう少し経済の状況と見えますか、需要を見ながらの検討ということも必要ではという意見も出ているところでございました。

また、ほかの金融機関、今政策公庫とも連携も図っておりますが、そのほか、民間金融機関などとも連携しながら、必要な資金枠に対応できるような体制づくりといったことも必要かと考えているところでございます。

出資の話についても、前は平成17年度末で廃止になりましたけれども、そのときも

いろいろな地域の方々、民間事業者、行政の方々も交えて議論したんですが、結局、実現には至らなかったというような状況。あと、今後の期待感というのは非常に持っているところでございますけれども、ここも足元の状況を見ながらの準備、そういったものが必要と考えております。

一方では景気、世界自然遺産、今しばらく様子見なのかと思っておりますけれども、そういった経済の伸びとか、期待感がありまして、我々が今後奄美にどのぐらい貢献できるかといったときに、行政との連携を含め、新たな産業の振興、そういった面で限度額の増枠とかを検討していたところですが、基金としては足元の状況、資金需要に適切に対応しながら、片方では充実策といったものを引き続き検討し続けてまいりたいというようなことでございます。

以上でございます。

【大川座長】 ありがとうございます。何かご質問、ご意見ございますか。これと今の状況についてのご説明がありました。

【伊集院委員】 今回の開発基金さんのほうでは、これまでいろいろと内部の努力もされて、経営改善もされているところでもありますけれども、奄美の産業形態が3次産業に変わっているという中で、大島紬と公共事業の大幅な減によって、うまく経済が、どういう形で移行しているかということをつまえたときに、奄美基金のあり方が、前回の法延長から大きく住民に寄り添った金融機関になっているんじゃないかというのは、我々も肌で感じています。そういう中で、これから奄美が進むべき産業が何に移行していくかということは1次産業であり、また、観光産業に私は行くのではないかというふうに思っておりますので、今後も皆さんが研修会を開いたりとか、いろいろ自助努力もされておりますけれども、もう少しサポート、融資を受けた人たちのサポートをうまくやっていくことによって高付加価値の農業に取り組んだりとか、今、奄美も変わりつつあるところは、一般の今まで作っていた果樹から付加価値のマンゴーに変わったりとかというのが、こうして変わりつつありますので、そこにはどうしてもハウスの投資をしたりとかという、ある一定の投資が出てくるわけですね。その中で、開発基金さんが地域の産業にそこで支援していく金融機関である中で、もう少し踏み込んだ形で立ち位置ができれば、まだ奄美にとっては大きく変わっていく要素があるんじゃないかというふうに思います。

先ほど来、これまでの実績評価とか、いろいろありますけれども、それは皆さんの内部の体制、人件費の削減とか、いろいろあろうかと思っておりますけれども、根本的に金融機関と

しての役割として皆さんがただの金融機関になるんじゃないくて、もう少し寄り添ったサポートできる金融機関になっていただければ、なお一層の開発基金としての位置づけが十分事業所というか、みんなに本当に利用しやすい金融機関になっていくんじゃないかというふうに思いますので、今後もそういう形で取組を、内容の充実、強化に向けてしていただければというふうに思います。

【大川座長】 わかりました。当然、そういう形の議論になりますので、こちらの検討報告案のほうの説明をしていただいて、今の伊集院さんの意見も含めて、もう一度させていただきますたいと思いますので。

それでは、資料3のほうのご説明をお願いいたします。

【徳田課長補佐】 資料3の説明をさせていただきます。奄美基金の役割の検証に関するワーキンググループ検討報告案としてまとめております。

「はじめに」ですけれども、昭和28年、日本に復帰しました奄美群島におきましては、復帰の翌年に奄美群島振興開発特別措置法が策定されております。その中で、産業の振興、社会資本の整備等の諸施策が講じられてきておりまして、その中に奄美基金という特殊事情及び復帰当時の奄美群島における金融事情を踏まえ、設立された法人として設立されております。

奄振法につきましてこれまで5年ごとに延長されておきまして、現行法は31年、来年3月末に期限を迎えますので、奄振法に関する審議会というものも本年2月に開始されております。審議会におきましては奄美基金の重要性、専門性に鑑みまして、2月6日の審議会におきまして本ワーキンググループの設置を決定しているというような状況です。最近の群島経済の状況や施策の状況等を踏まえまして、奄美基金の役割について、短期間でありましたけれども、その結果を取りまとめてございます。

1の検討の経緯です。前回、平成26年の奄振法の改正に際しましては、独法制度の見直し方針とか、平成24年11月の本審議会におきまして、奄美基金の今後のあり方に関するワーキンググループを設置いたしまして、振興開発に必要な政策金融のあり方について検討を行っております。そのワーキンググループにおきまして平成25年3月に報告を取りまとめまして、その内容につきまして4月の本審議会に報告されております。

その後5年ほど経過いたしておきまして、奄美基金の役割を検証するに当たり、同じようなワーキンググループの報告を対応状況についてフォローアップを行うこととしまして、3月に第1回のワーキンググループを開催しております。

前回の第1回のワーキンググループにおきましては、群島経済と金融の情勢を国交省側から、5年前の提言にありました業務のあり方、組織運営のあり方、繰越欠損金の解消に関する現在の取り組み状況について奄美基金から、それから鹿児島県からは奄美群島振興開発基金の役割と課題、広域事務組合からは奄美群島振興開発基金に期待される役割とその役割を果たすための課題について報告を受けまして、委員による意見交換を行っております。

2番目に、この5年間の奄美基金をめぐる状況でございます。世界自然遺産登録に向けましてLCCの就航だとか、「西郷どん」などの影響を受けまして入り込み客数のほうはずっと伸びております。このような追い風のもと、民の動きも活発になっている一方、ホテル不足などの課題も指摘されておりました、奄美基金に求められる役割は潜在的に大きくなっているものと思われまます。

そのような中、奄美基金におきましては保証業務や融資業務の実施に加えまして、産業振興に資するべく、事業者の支援体制の強化に努めておりました、企業経営改善に関するセミナーの開催や経営再生支援策に対する財務面、運用面のアドバイス等を行うなど、コンサルティング機能を充実してきております。例えば近年活発化しております観光事業者とか、起業化への経営アドバイス、セミナー等を行うことで事業者育成に努めているほか、最近、増加傾向にありましたマンゴーといった農家への融資や新規就農者へのハウス資金の対応等、農業支援を行うなど、地域に密着した支援を行い、奄美群島の産業振興を支援しております。

一方、リスク管理債権や繰越欠損金の解消、組織の内部統制など、ガバナンスの強化に力点を置くことを前回から求められておりましたところから、融資や保証業務などにおきましては新機軸を打ち出すというところまでには至っていないのではないかとということと、また、奄振法に基づく各種施策につきましては平成26年度に交付金が創設されておりました、地元市町村の関心が交付金に向けられる一方、保証基金に対する国、県、市町村からの出資が新たに行われなくなったことから、行政と奄美基金の関わりが弱くなった面があるということが言えるのではないかとということでございます。

ちょっと補足させていただきますけれども、保証基金と申しますのは奄美基金に対する国、県、市町村からの出資金となっておりまして、平成27年度までは毎年ずっと出資金があったんですけれども、28年からなくなっております。

3番目、奄美基金に求められる役割でございます。鹿児島県が昨年度行った総合調査に

おきましては、金融部門検討会を設置いたしまして、検討を進めてきております。その中で、民間団体や民間有識者の意見を聴取しておりますが、世界自然遺産対応や起業化を目指す人たちへの情報提供などの面で奄美基金への期待が述べられたほか、群島在住者や群島出身者に対するアンケート調査を行いまして、奄美基金の利点とか、利用意向が把握されております。その上で、鹿児島県におきましてはワーキンググループにおきまして奄美基金の果たす政策金融機関としての役割が奄美群島の振興を図る上で極めて重要といたしまして、地域に密着したきめ細かな対応と融資から保証業務までのワンストップを評価しております。

また、地域に密着した金融機関としての役割として、1番、起業化に対する支援・育成、2番が地域の関係機関との連携強化、3番がコンサルティング機能の強化、4番が情報発信機能の強化、5番が事業者に対する経営及び再生支援策の取り組み強化といったものにつきまして行政からの期待を表明しております。

それから、鹿児島県におきましては、今後の課題として融資枠の拡大や出資業務の創設の検討の必要性などに言及しております。

また、広域事務組合からは、奄美基金と市町村との連携につきまして各種有識者会議や事業審査会への奄美基金職員の参加、奄美基金による勉強会の開催や情報提供などを評価しております。なお、広域事務組合の報告につきましては、前年度のビジョンの改訂の結果を踏まえておるところでございまして、このプロセスには地域の民間関係者の意見も反映されているというようなところがございます。

4番、さらなる奄美基金の必要性、重要性です。本ワーキンググループにおきましては、審議会における関係者からの報告に加えまして、事務局から奄美群島の経済状況、金融情勢について報告を受けました。その中で、奄美群島経済は紬等の基幹産業の不振や、台風や豪雨の影響による1次産業の低迷もあり、総じて厳しい状況下であり、産業構造も大きく変化していく中で、事業所の規模は依然として小規模零細、また、所得水準につきましても他地域との比較で依然低い状況にあること。それから、以前の基幹産業が衰退する一方で、農業の6次産業化などを目指した高付加価値農業、世界自然遺産登録を見据えた観光関連産業、また、条件不利性を克服し得る情報通信産業など、今後の奄美群島経済を支えしていく可能性を有する新たな産業の萌芽が出始めており、奄美群島振興開発施策による支援と相まって、これらを官民連携して推進していく機運が醸成されていることが確認できております。

これらを踏まえまして、本ワーキンググループとしましては、奄美群島においては本土と比較して経済的格差がまだまだ存在しておりまして、経営規模の零細性等から信用力、担保力が低い状態となっていること。他の政府系金融機関は融資条件等で全国一律を原則として事業を行うことから、奄美群島振興開発における今後の成長分野とされる農業、観光、情報通信産業などといった産業を強化していく際には資金供給等で下支えしていく必要があることなどから、奄美群島内の中小零細事業者等への資金需要に応え、奄美群島の自立的発展に向け、諸産業の育成・振興を図るため、奄美群島における一般の金融機関を補完・奨励する奄美基金の政策金融機能が重要と考えられると。

続きまして、5番ですけれども、地域に密着した政策金融機能の更なる発揮に向けてです。5年前のワーキンググループの報告におきましては、奄美基金の果たす政策金融に必要な視点としまして、1番、事業者の業種、規模等の特性に応じて資金を安定的に供給、2番、地域に密着したきめ細かな助言・指導、3番がステークホルダーである地元自治体との施策の協調の3点が挙げられております。本ワーキンググループにおきましても、この3点の重要性について意見の一致を見たところがございますけれども、交付金の創設など、この5年間の状況を踏まえまして、更に以下の3点を提案いたしたいということです。

(1) 交付金等との連携。奄振法のスキームに交付金が導入されまして、5年目を迎えておりますけれども、交付金の活用において、特に市町村事業における民間企業や団体との連携の重要性が強く認識させられているところでございます。このような状況におきまして、奄美基金としては市町村等に対し交付金の活用等における民間との連携などについて、交付金の活用と奄美基金の保証、融資業務のベクトルを連動させ、施策の効果が大きくなるような提案を積極的に行うことが重要である。

2番目が、奄美基金のシンクタンク機能の拡充です。地域経済、奄振施策に対する分析評価能力を高め、シンクタンク能力を拡充することによりまして、奄美群島の市町村等の知恵袋的な役割を果たすこと。交付金等を活用した取組の成果を専門的かつ中立的立場で評価し、奄美群島経済等の分析とともに群島内外に発信することが、奄美群島の関係者の取り組み全体を戦略的に進める上で効果的である。

3番目がコーディネーターとしての奄美基金の役割です。(1)、(2)の取組を通じまして、次期奄振制度における取組の課題としまして、①日本版DMOやスポーツコミッションなど、アクティブな民主体が活発に活動できる環境の整備。2番目が全国的な企業や団体と群島内の関係者等との連携による協議会、プラットフォームの整備などが指摘されて

おります。奄美基金におきましては、このような動きに対して関係者や有識者として参加するだけじゃなくて、コーディネーターとして積極的に関与し、奄美群島における新たなビジネスモデルの構築に積極的に貢献すべきである。

以上のような視点を重視しまして、奄美基金が奄美の強みとなる資源をもとにしまして、新事業の創出や既存産業の付加価値化につながる奄美発イノベーションを創出するため、多様な関係主体が連携しまして、知恵やアイデアを出し合い、実際の活動に昇華させる場、知的対流拠点の役割を果たしていくことを期待するものである。

続きまして、継続的な検討課題でございます。本ワーキンググループにおきましては、地元自治体から提起されました以下の2つの課題につきましては、県の総合調査や広域のビジョンにおきましても言及されておりますけれども、各種データの検証、関係機関の意向、地元におけます状況の確認等を踏まえまして、中長期的な視点で取り組んでいくことが妥当であるということを確認しております。

(1)ですけれども、融資枠の拡大です。奄美基金の融資枠の拡大につきましては、1億円以下における融資枠の拡大、貸付期間の延長、他の金融機関との協調など、奄美基金の判断で可能な対応を最大限講じた上で事業者への情報提供などに更に積極的に取り組むことが求められる。現行の制度といたしまして、政令によって認められております小口業務でない融資の対象として観光、農業、情報通信などの分野に対し、製造業と同様の扱いを認めるかにつきましてはまず奄美基金において地域経済や他の金融機関の動向等を踏まえまして、当該措置の妥当性、奄美基金の資産規模と融資枠拡大のバランスを考慮しまして、検証、整理すべきであろう。

出資業務の創設です。出資業務につきましては、平成元年4月に制度が創設されておりますけれども、活用事例のないまま、平成18年3月に廃止となった経緯がございます。近年地域振興やまちづくりファンド等の動きが全国的に活発化するなど、社会経済状況の変化が見られるものの、かつて活用事例がなかったことに対する総合的かつ真摯な検証が必要である。鹿児島県が今回の総合調査におきまして、今後5年間の新たな取組として、奄美基金の出資制度の機能拡充、機能充実、検討を掲げております。奄美基金としましては、県における今後の検討に対しまして求められるデータを提供するなど必要な協力を行うとともに、自らの財務に与える影響を慎重に検討していく必要があるというふうにしております。

最後ですけれども、「おわりに」で示させていただいておりますけど、奄美群島におきまし

ては、本土と比較して経済的格差がまだ存在しておりまして、中小零細事業者等の資金需要に応じて、奄美群島の自立的発展に向け、諸産業の戦略的な育成・振興を図っていくために奄美群島の一般の金融機関を補完・奨励する政策金融の機能も引き続き重要となっている。奄美基金は地域に密着したきめ細かな対応をする金融機関として、利用者及び地元自治体からも一定の評価をされておりますが、今後とも基金が責任を持って繰越欠損金の解消を軌道に乗せ、加速することが必要であることは明らかである。

そして、引き続き地域に根差した政策金融を担う機関として奄美群島振興開発計画に基づく事業に対し、奄美基金の財務状況を勘案した上で、一般の金融機関と相互協調のもと、必要な資金の供給を行うべきである。

また、奄美の誇る地域資源と関係者の精力的な取組も奄美の条件不利性を克服し、奄美発のイノベーションを国内外に発信していく大いなる可能性を秘めております。そのため、奄美群島は、大都市や他の地方都市等とのネットワークを構築し、重層的な連携を実現していくことが求められておりますが、政策金融機関としての奄美基金がそのような動きに積極的に寄与していくことを期待する。

当ワーキンググループは奄振法の延長に向けての審議会での検討スケジュールが示されている中で、審議会からの付託に答えるべく、今般、検討結果を取りまとめたところである。今後審議会において本報告書の趣旨が審議会の議論全体の中で適切に取り扱われることを期待するというふうに示させていただいております。

【大川座長】 どうもありがとうございました。この報告案がここで了承されるとすると、5月17日の奄美群島振興開発審議会でこれを報告するということになりますので、そういう前提においてこの文章についてご意見をいただきたいと思っております。

それで、1つは、前回のときに地元等のほうからご要望のあった融資枠の拡大ということと出資業務の創設ということについては、こここのところでは中長期的な視点で取り組んでいこうということで結論になっているということと、それから、その前の4番のところには基金の必要性、重要性ということで、こういう形のもので必要であると。加えて、5のところでは政策金融の更なる発揮ということで、前回に加えて、また3つほど、交付金との連携の問題、奄美基金のシンクタンク機能の拡充、コーディネーター役ということについてさらにやっていっていただきたい、こういう文章になっておりますので、それを踏まえてご意見をいただければと思います。

何かご意見よろしいですか。

【西委員】 じゃ。ごめんなさい。先ほどもご説明いただいたんですけども、出資金の限度額のことにはよくわかるんですが、出資業務の創設のところ、平成元年に制度があるが、活用事例のないまま、18年3月に廃止となった経緯があつて、簡単にもう一度やりましょうというふうにならない理由が私はわからないので、そこをわかりやすく教えてもらつていいでしょうか。

【中村企画調整官】 私のほうからお答えしますが、当時出資業務というのが法律に規定されて、業務として行えることにはなつていたんですけども、結局、業務として行うものが出てこなかつた。業務としてはなかつたということでございます。従いまして、また再度、出資業務を設けるといふ際には、出資業務が見込まれる、実際業務があるから法人の業務として追加するという理由が必要なのではないかというふうにございまして、そういう観点に加えまして、あとは出資業務で出資しますので、基金の財務状況に与える影響も出てきますので、その点も踏まえて、今後、慎重に検討していく必要があるのではないかというのを報告書のほうで入れさせていただいたところでございます。

【西委員】 先ほど伊集院さんが言われたのとちょっとかぶるんですけども、地元の人の生の意見を聞きたくて聞いたときに、基金の方にはすごくお世話になっていて、ありがたいということの中で、貸付限度額は1億円の枠があるということと、出資ができないという縛りがちょっと。自分たちにしてみると、口も人も出してもらつて、二人三脚でやりたいなと思つているところがあるというふうに言われたので、そこをどうしたのかなというのがわからなかつたので、聞いた次第です。

【山本特別地域振興官】 独立行政法人だという性格からいくと、出資と言っても、どういう場面で講じられる出資なのかということから考えていかなきゃいけないと思うんですね。そういう意味では、かつて出資制度があつたときは、第3セクターという公的な関与のあるところに基金も出資するというようなことが想定されたんだと思うんですけど、最近は地域づくりとか、まちづくりファンドとか農業振興のファンドなんかもありますけれども、どういう場面で基金の出資機能を、仮に創設するとしたら果たしていつてもらうかという、作り方そのものから検討していかなきゃいけないんじゃないかと思われるわけですね。そういう意味では、鹿児島県のほうで総合調査の中で、今後、5年間でそのあたりをきちつと検討していきましようというところはそのとおりでなというふうに思つておりまして、慎重に検討していこうということなんだと思いますけれども。

【西委員】 よくわかりました。ありがとうございます。

【徳田課長補佐】 あと出資にならずとも例えば経営アドバイスとか、そういったことに関しては積極的に取組をやっておりますので、出資があろうが、なかろうが、そういうところは相談しに来ていただいて、そういったところはやっていただければと思います。

【西委員】 その方も奄美市の創業塾に講師を派遣したり、起業する人々の事業計画の相談に乗ったりして、非常に地域を支えていただいているということは言っておりました。まさに今回のこの文章に凝縮されているかなと思ったんですけども。貸し出し先の話がなかなかオープンにできないところがあるので、まだちょっとよく知らない人も多いから、そのPRをどうやって広めていくかというところなのかなというのは感じるんですけども。

【徳田課長補佐】 そうですね。PRも一応広報紙に載せたりとか、ホームページもいろいろ更新してはいるんですけど、民業圧迫という観点も、ほかの金融機関がある中で基金だけがあれこれやり過ぎてもちっと問題があろうかと思えますけれども。一応、地道に勉強会とかを通して、わりあい話しかけやすくするような工夫はしてやっておりますので、ぜひともそういうところを利用していただけたらなという感じがします。なので、出資というのは1形態でございますけれども、融資におきましても経営アドバイスとか、最初、利用手続のところはやりますので、出資だけにこだわらず、いろいろな手法でつき合っていただけたらいいなというふうに思います。

【西委員】 はい、わかりました。

【大川座長】 伊集院さん、何かご意見ございますか。

【伊集院委員】 いいですか。この報告の中にありますように、3番目の求められる役割について、先ほど来、私が申し上げているんですが、今までの金融機関というのは、それぞれお借りする人たちが体力があって、事業展開をしながら返済していくという流れがあったんですけども、これから奄美の、言ってみると産業形態が変わっていく中で、これから観光産業でやりたいという人たちが増えてきているというのが、我々も肌で感じているんですね。そういう中では、なかなか投資できないという中にはいらっしゃるものですから、我々大和村でも独自で起業支援を今内部で検討しているところなんですね。ですから、そういう中で、開発基金さんの立ち位置がこっちに書いてあるコンサルティング的な財政の支援と経営面の支援がうまくかみ合っていければ、奄美は起業する人が増えてくる、開発基金の役割が大きく効果をあらわしてくるんじゃないかという、私は個人的には思っているところなんですけど、我々も民間の方にこのチャンスに起業してほしいという

思いは行政としてあるんですけど、そこを我々が表立って進められないというのがあるんですけども、独自で貸付けなり、独自で起業する人たちの支援策は行政も関わっていかんといかんのかなという思いを私たちは持っているところなんですけれども、開発基金さんがあるという位置づけの中ではまさにこういうサポートしてあげる支援がもうちょっと強化できれば、なお一層、奄美の人たちも起業してうまく経営に関わっていくんじゃないかなというふうに思いますので、役割としての位置づけをしっかりと皆さんが確認し合って、それを実行に移していただければ、基金としての効果がより一層役割を果たしていくんじゃないかと思しますので、それに沿ってやっていただければというふうに思います。

【大川座長】 今回の取りまとめの中で基金の位置づけということでいろいろと書かれていて、そうだなと思うんですけど、この基金の中で繰越欠損金が巨額にあって、それを解消しろということも求めているわけですね。ところが、今の事業規模から言って、この繰越欠損金の解消の方向というのは毎年かなりの利益を出していかないと解消できない。100年単位の話みたい、もしくはもっと先ぐらいの形でしか計算上ならないと思うんですね。ということは、かなり無理なことを求めている形のことが、繰越欠損金の解消ということなんです。そこのところについては基金の運営、形態の仕方としてもなかなか困難な部分があって、与えられている役割は、非常に経済性の低い地域において、きちんとした産業を起こしてもらいたい、または生きていけるような形の事業をやってもらいたい、こういうことを求めているということになると、かなり難しい課題を与えているということなので、その課題に答えていただくためにはある程度支援が必要で、そのためには例えば出資とか何かというような形のもので、大きいリターンが来るような制度も必要なのかなというふうに個人的には思います。

ただ、政策金融機関における出資というもののあり方というのは非常に議論が多いし、現実にかなり失敗してきた歴史だと認識していて、単純にそういう形の出資のことであるならば、個人的には、むしろ基金のためにもやらないほうが良いというふうに思っているんですが。ただ、先ほどのように、農業を始めたいと思っている人が、ある程度お金を金利をつけて借りるのか、場合によっては一緒に自分も手金を出すけれども、基金もある程度出してもらって、その後成功したときに、ちゃんとそのお金に対して一定の配当以上のものをつけて返していただくというような形の仕組みができるのか、できないのか。従来の政策金融機関ではなかったような形の出資業務というのは、新しい課題とすると、ちょっと時間がかかるとは思いますけど、じゃ、そういうことも含めて、奄美の場合の特殊性か

ら考えた上で考えていただけると、基金の、先ほどのコーディネーターとか、シンクタンク的な機能というものも、そういうところと一緒に入っていくことによってよりレベルが上がってくると思うので、そういう点も長期的な課題として考えていただけるとありがたいなというふうに個人的に思っています。

今回もそうですけど、先ほど伊集院さんからもありましたけど、コーディネーター役といますか、そういう知恵をいろいろと与えていただいて、やろうと思っっている方にいろいろな情報を集めてあげて、こういうのがありますよ、こういうのがありますよ。このところで頑張ればいいですよというようなことについてやっていただける方がそばにいると事業をやっている方も力強くやれると思うので、そこは基金としての役割として考えてあげたほうがいい。ただ、そのためには人件費がかかるのに収入がないという問題が生じるので、それに対する収入の道というのはどういう形で考えるかというのはまた一つの課題だと思いますけど、そこは今の基金のあり方の中で少しそちらのほうにコストをかけていくというようなことも含めて考えてあげたらいいかなというふうに思っています。

それ以外に、西さん、ご意見はございますか。

【西委員】 はい。非常によくまとまっていると思いますけど。

【大川座長】 伊集院さんは。

【伊集院委員】 はい、よろしいです。

【大川座長】 よろしいですか。よろしければ、今のような形で考えていきたいと思いますが、よろしければ、このあたりで意見ということであればないようでございますので、終了したいと思います。

本日は2回目のワーキンググループということなので議論いただきましたけれども、皆さんの意見をもとに、次回の5月17日開催予定の審議会に報告したいと思います。本日いただいた意見については報告に盛り込みたいと存じますが、その修正については、もし何かありましたら私にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

じゃ、以上で本日の議事を終わりたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【中村企画調整官】 ありがとうございます。

閉会に当たりまして北村大臣官房審議官よりご挨拶をさせていただきます。

【北村大臣官房審議官】 では、最後にご挨拶させていただきます。審議官の北村でございます。

本日は所用により、遅れての参加となりまして、誠に申し訳ございませんでした。3月のワーキンググループに引き続き、本日2回目の会合ということで、この2回で報告書をまとめていただくということで、委員の皆様方には限られた時間の中で専門的なご意見を頂戴し、また、進め方もかなり唐突なところもあったかと思っておりますので、その辺はご容赦いただければというふうに思います。

先ほど座長からお話がありましたとおり、本日、ご意見を頂戴した意見につきましては17日の審議会に報告を行いまして、今後の審議会での審議の非常に重要な一助になるというふうに認識しております。委員の皆様方におかれましては引き続き審議会の委員でございますので、そちらのほうでもご指導をいただければというふうに思います。とりあえずはワーキングでの熱心なご審議につきまして心から感謝申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【中村企画調整官】 それでは、本日はご多用中のところご出席いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして本日のワーキンググループを終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —